

学生団体学外施設利用料援助金

募集要項（2019年度）

1. 趣旨

課外活動において、学内外者の双方に向けた演奏会・発表会・展示会などの企画や対外的な大会および試合に参加する場合に、国内において練習や準備で使用する学外施設利用料（催し物当日およびリハーサルをのぞく）を援助します。

2. 対象団体

学生キリスト教団体、登録団体（池袋キャンパス、新座キャンパス）

3. 援助対象

（1）文化系団体

学外者※1に向けた演奏会・発表会・展示会などの「活動の中心となる企画」※2を行うために、学外施設で練習や準備をした際の施設利用料※3を援助します。

※1 本援助金で指す「学外者」とは、「立教大学在学生・教職員を除く者」のことを示しています。援助金申請団体のOBや家族などは学外者として扱います。

※2 「活動の中心となる企画」とは、団体の活動に沿っており、且つ大きなウェイトを占めるものを指します。

※3 催し物当日およびリハーサルの施設使用料については「発表会場使用料援助金」で申請してください。

（2）スポーツ系団体

活動の中心となる対外的な大会および試合※などに向けて、学外施設で練習をした際の施設利用料を援助します。

※ 本援助金で指す「活動の中心となる対外的な大会および試合」とは、立教大学以外の参加者も集う大会・試合であること、且つ団体の活動において大きなウェイトを占めるものを指します。

4. 対象期間

本番前日からさかのぼって2ヶ月以内に使用した学外施設利用料が対象となります。

例1) 11月23日に行う学外での演奏会や大会に向けて学外施設で練習した場合
⇒9月23日～11月22日の間に使用した学外施設利用料が対象

例2) 8月1日～12月3日の期間で行う学外でのリーグ戦等、複数回行う試合に向けて学外施設で練習した場合

⇒リーグ戦期間中の任意の試合日から起算して2ヶ月前から前日の間に使用した学外施設利用料が対象（例：9月21日の試合を基準とした場合、7月21日～9月20日分の施設利用料が対象）。

5. 申請条件

(1) 文化系団体

以下の i) ~ iii) の条件を全て満たしていることを条件とします。

- i) 2019年4月～2020年1月までの期間に練習や準備で使用した学外施設の利用料であること（複数の施設でも可）
- ii) 練習等の目的である企画（活動の中心となる企画）の開催場所が学外施設であること
- iii) 練習等の目的である企画（活動の中心となる企画）の発表対象が主に学外者一般であること

■ 援助対象例（以下の目的のために練習・準備で使用した学外施設利用料）

- ・ 一般向け学外演奏会
- ・ 一般向け展示会
- ・ 全日本（関東）学生〇〇大会

■ 援助対象とならない例（以下の目的のために練習・準備で使用した学外施設利用料）

- ・ 立教生のみを対象とする学外で開催する演奏会、発表会、展示会
→対象が学内者のみに限られているため不可
- ・ 池袋キャンパス9号館等で開催するライブ
→開催場所が学内施設を利用する催し物であるため不可

(その他)

- ・ 施設利用料以外の合宿費等
→合宿中のホール使用等の施設利用料に対しては、その明細がわかる領収証があれば援助可
- ・ 正課（授業）と同一の企画に向けた学外施設利用料
→正課に対する援助は不可
- ・ 催し物当日及びリハーサルで使用した学外施設利用料
→「発表会場使用料援助金」を利用してください。

(2) スポーツ系団体

以下の i) ~ iii) の条件を全て満たしていることを条件とします。

- i) 2019年4月～2020年1月までの期間に練習で使用した学外施設の利用

料であること（複数の施設でも可）

- ii) 練習の目的となる大会・試合（活動の中心となる企画）の開催場所、練習場所ともに学外施設であること
- iii) 練習等の目的となる企画（活動の中心となる企画）は、立教大学以外の参加者が集う大会・試合であること
※公式戦でなくても対象となりますが、本学学生団体のみで行われる大会・試合は対象となりません。

■ 援助対象例（以下の目的のために練習で使用した学外施設利用料）

- ・ 全日本（関東）学生〇〇大会
- ・ ◇◇大学〇〇クラブとの連盟戦・対抗戦

■ 援助対象とならない例（以下の目的のために練習で使用した学外施設利用料）

- ・ 立教オープン、立教大学サッカー学内対抗戦、立教大学山岳団体合同バレーボール大会
→大会・試合の開催場所が学内であること、および対象が学内者のみに限られているため不可

（その他）

- ・ 施設利用料以外の合宿費等
→合宿中の練習場使用等の施設利用料に対しては、その明細がわかる領収証があれば援助可

6. 援助額

学外施設を利用する場合に必要な費用の50%を支給し、援助額の上限は10万円とします。申請は1団体につき年度内1件とします。

※領収証に宿泊費・飲食費などが施設利用料に含まれる場合は援助対象外です（明細書の提出により、施設利用料のみの金額が分かる場合は対象とすることができます）。

※借用した備品・機材等の使用料は施設利用料に含みます。

※事前に内金を支払っている場合は、内金分の領収証もあわせて提出してください。

7. 申請期間

2019年12月2日（月）～2020年1月7日（火）

※「発表会場使用料援助金」の申請期間と同じです。

8. 申請書類

以下の（1）～（4）の書類を申請期間内に学生部学生課窓口まで提出してください。

(1) 申請書（表紙）【様式1】

文化系団体とスポーツ系団体で申請書フォームが異なります。
所定の用紙に必要事項を記入および捺印の上、提出してください。
団体の教員部長の署名捺印が必要となります。

(2) 学外施設利用実績 申請一覧【様式2】

(3) 学外施設利用料の領収証および明細書

使用した施設利用料の領収証および明細書を提出してください。領収証については「11. 領収証についての留意事項」を参照してください。明細書は借用した備品・機材等の使用料も分かるものを提出してください。
※領収書が5枚以上ある団体は、領収書をA4用紙に金額が見えるように貼って提出してください。両面テープ、用紙は学生部学生課で用意しますので、学生課窓口にご相談してください。

(4) 「活動の中心となる企画」の資料（1部）

練習・準備の目的となった「活動の中心となる企画」の資料（パンフレット等）で、実施した際の企画内容・主催団体が明記されているものを提出してください。

※同一企画を「発表会場使用料援助金」に申請している団体は不要です。

9. 審査方法

提出された書類をもとに審査を行います。

なお、必要に応じて学生部から申請内容についてヒアリングを行う場合があります。

10. 審査結果発表

審査結果については、2020年1月24日（金）に池袋キャンパス学生部学生課のカウンター前掲示板および新座キャンパス学生部学生課の課外活動関係掲示板に団体名を公示します。採用された団体は、「振込口座届」および、口座確認のために「金融機関名」「支店名」「口座番号」「口座名義」が明記されている通帳のページのコピーを提出すること。口座名義人の「印鑑」がコピーされている場合は消すこと。

11. 領収書についての留意事項

大学への領収証提出にあたっては、以下の点に留意した上で正確な証憑書類を提出してください。書類に不備があった場合は支払いができませんので、十分に注意してください。

(1) 領収証を発行する会社の「社印」が押されていること

※社印が無い場合のみ、取扱者の印でも可

※社名のない「領収印」は「社印」と見なされません。

(2) **宛名に団体の正式名称**が明記されていること

※団体名の前に「立教大学」を入れ、大学に申請している正式名称を明記してもらうこと。

ただし、正式名称に「立教大学(または立教学院)」が入っている団体は正式名称のみ明記してもらうこと。

※原則、個人の宛名は不可。

※レシートは避け、**正規の領収証**を取ること。どうしても領収証が発行されない場合でも、レシート上に宛名を書き加えること。

(3) **日付(2019年4月1日以降)**が明記されていること

※内金等で、日付が2019年3月31日以前の場合は理由書を添付すること。

(4) 訂正する場合は、必ず**領収証発行会社の訂正印**を押してもらうこと

※ただし、「**金額**」「**日付**」の訂正は不可。必ず再発行してもらうこと。

※**修正液**の使用は一切認められないので、必ず再発行してもらうこと。

(5) 「但し書き」欄の記載で「**お品代**」は不可。必ず詳細を記入してもらうこと

※領収証とあわせて施設利用料の内訳がわかる明細書を必ずもらうこと。

(6) 5万円以上は**収入印紙**を貼ってもらい、**割印**を押してもらうこと。

※収入印紙が不要となる領収証(公益法人が発行する領収証等)は、不要となる理由を明記した文書を作成し、添付すること。

(7) **クレジットカード**で支払った領収証は対象外

(8) **ポイントカード**を使用した場合、ポイント払いした金額については対象外。

学外施設利用実績申請一覧【様式2】に記入した**施設利用に関する領収証**を学生部に提出してください。領収書の「但し書き」欄だけでは内容が不明なものについては、明細に当たる証憑(請求書、納品書等)を追加で提出してください。

領収証の不備がないかを確認した上で、提出するすべての領収証の表面に**＜学生代表者の印鑑＞**を押してください。

12. その他

(1) 参考:「発表会場使用料援助金」と「学生団体学外施設利用料援助金」の関係

	発表会場使用料援助金	学生団体学外施設利用料援助金
文化系団体	学外施設で行う催し物の当日・リハーサルにかかる施設使用料が対象	学外施設で行う催し物の直前2ヶ月以内に、練習・準備のため使用する学外施設利用料が対象
スポーツ系団体	申請不可	学外で行う対外的な試合の直前2ヶ月に、練習のため使用する学外施設利用料が対象

- (2) 提出された申請書の個人情報、奨学金の審査における確認事項の連絡・問い合わせ、審査後の事務連絡・問い合わせ、および統計資料として利用します。

【お問い合わせ先】

池袋キャンパス学生部学生課 TEL 03-3985-2440

新座キャンパス学生部学生課 TEL 048-471-6765